

令和6年度定期監査結果報告書（第2次）に基づく措置状況の公表について

1 公表の内容

令和6年度定期監査（第2次）の結果に基づいて、関係部署が取り組んだ状況について、公表します。

2 公表の根拠

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定により実施した令和6年度の定期監査について、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を提出したところ、同条第14項の規定により改善措置の通知があったので公表します。

是正改善事項措置状況報告書

都 市 整 備 課

指 摘 事 項 ・ 内 容
(1) 支出負担行為について ① 幸町緑地①樹木伐採工事及び幸町緑地①樹木抜根工事において、分割発注されているように思われる事例が見受けられる。経費削減、事務軽減の観点から入札で発注されたい。 ・ 幸町緑地①樹木伐採工事 設計金額 946,000円 請負金額 889,350円 工期 令和5年5月24日から令和5年6月16日 竣工 令和5年6月16日 ・ 幸町緑地①樹木抜根工事 設計金額 942,700円 請負金額 859,100円 工期 令和5年7月5日から令和5年7月14日 竣工 令和5年7月14日
原 因
当初、自治会要望を受けて、幸町緑地①の樹木伐採工事を実施したが、工事後、地元自治会より木の根も撤去してほしいと強い要望があり抜根工事を実施したことにより、類似した工事の発注が続いたものである。
改善措置済 ・ 以後改善済 ・ 措置方針 ・ 検討中 ・ 未措置方針
今後は分割発注が疑われる追加発注が生じないよう、工事等の内容を十分に検討したうえで発注事務を行います。

指 摘 事 項 ・ 内 容
(2) 委託及び契約事務について ① 葛城公園維持管理業務委託において、年度末に金額が確定し金額更正決議書は作成されているが変更契約書がない事例が見受けられた。年間を通じて支払、契約金額に変更が生じた場合は変更契約を交わさなければならない。 ・ 令和5年度 葛城公園維持管理業務委託料の減額更正について
原 因
年度末での金額更正であったため、変更契約書の作成を失念した。
改善措置済 ・ 以後改善済 ・ 措置方針 ・ 検討中 ・ 未措置方針
契約書を作成し改善を行った。今後は契約書の漏れがないよう作成を行います。

指 摘 事 項 ・ 内 容

(3) 決裁について

- ① 柏原地区内都市公園維持管理業務委託において、決裁及び合議が未了であるのに、支払が終了している事例が見受けられた。
- ・ 都市公園等維持管理委託契約（柏原）について

原 因

決裁済みであるとの錯誤があった。

改善措置済 ・ 以後改善済 ・ 措置方針 ・ 検討中 ・ 未措置方針

決裁をとって改善を行った。今後は確実に決裁の確認を行います。

指 摘 事 項 ・ 内 容

(4) 書類関係について

- ① 損害賠償の決定及び和解の専決処分の場合は永年保存となっているが、10年保存ファイルに綴られている。保存期間を考慮の上、御所市文書取扱規程に基づき、適正に処理されたい。
- ・ 損害賠償等関係綴
 - ・ J Rとの協議関係綴 他7件

原 因

文書をファイルに綴る際に保存年限の確認を怠ったものである。

改善措置済 ・ 以後改善済 ・ 措置方針 ・ 検討中 ・ 未措置方針

ファイルの保存年限を永年に変更し改善を行った。今後は文書保存の際には保存年限を確認して誤りがないよう綴ります。

指 摘 事 項 ・ 内 容	
(1) 郵便料について	
① 郵便受払簿について、以下の事例が見受けられた。	
・ 郵便料受払台帳において切手を購入しているが、切手の受払台帳が作成されていない事例が見受けられた。切手の受払状況がわからないので台帳を作成し明確にされたい。	
・ 課長印が押印されていない。	
・ 前途資金の伝票は20,000円となっているが、受払簿では17,470円となっている。	
・ 残が7,400円となっているが、精算戻入伝票は5,626円となっているので、受払簿の記載漏れかと思われる。	
原 因	
郵便受払簿の記載漏れ及び事務処理上の失念によるもの。 前年度精算時に2,530円分の未使用切手が残っており、年度初めに切手残高を差し引いた17,470円を現金で受け取ったが、現金残高のみを記載しており、切手残高の記載が漏れていいたため伝票と受払簿の記載金額に相違が出た。	
改善措置済 ・ 以後改善済 ・ 措置方針 ・ 検討中 ・ 未措置方針	
現金残高と切手残高を分けて記載することで、金額や切手の枚数が明確になるように郵便受払簿の様式を変更しました。今後は、収入・支出毎に所属長に確認することを徹底し、押印漏れや記載漏れの再発防止に努めます。	

指 摘 事 項 ・ 内 容	
(1) 書類関係について	
① 猪防護柵設置補助金交付決定通知書と令達番号簿との相違が見受けられた。	
・ 氏名の相違 令達番号26号 佐谷進康 ⇒ 決定通知書 奥野和樹	
・ 日付の相違 令達番号7号 令和5年4月13日 ⇒ 決定通知書 令和5年4月24日	
・ 日付の相違 令達番号34号 令和5年8月21日 ⇒ 決定通知書 令和5年9月1日	
原 因	
決定通知の内容が正しいが、担当者がパソコン入力をする際、誤った記載をしてしまったと考える。	
改善措置済	・ 以後改善済 ・ 措置方針 ・ 検討中 ・ 未措置方針
入力時の確認作業に注意し、今後適正な事務を行う。	

指 摘 事 項 ・ 内 容	
(1) 書類関係について	
② 日付の記載漏れに関して次の事例が見受けられた。	
A 鳥獣捕獲等申請書において、申請者及び申請日の記載がない事例が見受けられた。許可通知書を発行しているので、申請者に記載していただくよう指導されたい。	
・ 鳥獣捕獲等許可申請書 (申請者1名分)	
原 因	
受付時の確認不足により失念してしまったと考える。	
改善措置済	・ 以後改善済 ・ 措置方針 ・ 検討中 ・ 未措置方針
受付時の確認を徹底し、申請者に対しても適切な書類の提出を行うよう指導を行う。	

指 摘 事 項 ・ 内 容
<p>(1) 支出負担行為について</p> <p>① 市営住宅残置ごみ撤去業務委託において、分割発注されているように思われる事例が見受けられた。同じ団地、契約も1カ月間の間で契約、履行期間も重なっているため経費削減、事務軽減の観点から一括で発注されたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市営住宅戸毛東団地31・32・33号 残置ごみ撤去業務 ・市営住宅戸毛東団地27・28・29・30号 残置ごみ撤去業務 ・市営住宅戸毛東団地11・13・14・15号 残置ごみ撤去業務 ・今出市営住宅1・9号 残置ごみ撤去業務 ・今出市営住宅2・70号 残置ごみ撤去業務 ・公営住宅敷地内維持管理業務（今出69号）
原 因
<p>老朽化が著しい市営住宅について、地元より早急に解体してほしいと要望が多く寄せられている中、退去者が出たため、早急に解体したいという思いから緊急度が高いと考え、随時発注をかけた。</p>
<p>改善措置済 ・ 以後改善済 ・ 措置方針 ・ 検討中 ・ 未措置方針</p>
<p>今後は、緊急性があるか精査し、緊急度の低いものについては、まとめて入札を行うよう努める。</p>

指 摘 事 項 ・ 内 容												
<p>(1) 支出負担行為について</p> <p>② 外部修繕工事（ブロック塀フェンス化工事）において、分割発注されているように思われる事例が見受けられた。同じ大字の改良住宅であり、契約も1カ月間の間で契約、工期も重なっているため経費削減、事務軽減の観点から入札で発注されたい。</p> <table border="0"> <tr> <td>・小林改良住宅140号 契約R6.3.5</td> <td>工事金額 968,000円</td> <td>設計金額 972,400円</td> </tr> <tr> <td>・小林改良住宅142号 契約R6.2.27</td> <td>工事金額 1,210,000円</td> <td>設計金額 1,217,700円</td> </tr> <tr> <td>・小林改良住宅141号 契約R6.2.19</td> <td>工事金額 819,500円</td> <td>設計金額 826,100円</td> </tr> <tr> <td>・小林改良住宅 8号 契約R6.2.14</td> <td>工事金額 990,000円</td> <td>設計金額 1,004,300円</td> </tr> </table>	・小林改良住宅140号 契約R6.3.5	工事金額 968,000円	設計金額 972,400円	・小林改良住宅142号 契約R6.2.27	工事金額 1,210,000円	設計金額 1,217,700円	・小林改良住宅141号 契約R6.2.19	工事金額 819,500円	設計金額 826,100円	・小林改良住宅 8号 契約R6.2.14	工事金額 990,000円	設計金額 1,004,300円
・小林改良住宅140号 契約R6.3.5	工事金額 968,000円	設計金額 972,400円										
・小林改良住宅142号 契約R6.2.27	工事金額 1,210,000円	設計金額 1,217,700円										
・小林改良住宅141号 契約R6.2.19	工事金額 819,500円	設計金額 826,100円										
・小林改良住宅 8号 契約R6.2.14	工事金額 990,000円	設計金額 1,004,300円										
原 因												
<p>各住戸は入居者がおり、入居者からの依頼があつて現場確認の後発注するが、一つの事案を発注した直後に隣家より依頼されるといった出来事が重なったことによる。</p>												
<p>改善措置済 ・ 以後改善済 ・ 措置方針 ・ 検討中 ・ 未措置方針</p>												
<p>今後は、緊急性があるか精査し、緊急度の低いものについては、まとめて入札を行うよう努める。</p>												

指 摘 事 項 ・ 内 容

(2) 委託及び契約事務について

① 投棄処分業務委託において、設計価格が30万円以上であるにもかかわらず発注要求書が作成されていない事例が見受けられた。御所市物品購入及び業務委託等に係る入札及び契約事務取扱要綱第3条第2号に基づき作成されたい。

・ 投棄処分委託料	今出市営住宅69号	残地ごみ処理撤去業務	385,000円
	今出市営住宅2号・7号	残地ごみ処理撤去業務	330,000円
(設計金額)	今出市営住宅1号・9号	363,000円	
	市営住宅戸毛東団地31～33号	319,000円	
	市営住宅元町南団地74号	310,200円	

原 因

発注要求書の作成を失念していたもの。

改善措置済 ・ 以後改善済 ・ 措置方針 ・ 検討中 ・ 未措置方針

以後、要綱に基づく文書作成が行われているか再確認する。

指 摘 事 項 ・ 内 容

(2) 委託及び契約事務について

② 令和6年3月31日に業務が完了または納品されているが、検収書の検収年月日が令和6年4月1日または5月1日になっている事例が見受けられた。4月以降の検収の場合、新年度予算からの支出となる。

- ・ 市営住宅浄化槽等保守点検業務
- ・ 市営住宅給水設備保守点検業務委託
- ・ 令和5年度 市営住宅消防設備保守点検に基づく設備修繕

原 因

錯誤による記入間違いによるもの。

改善措置済 ・ 以後改善済 ・ 措置方針 ・ 検討中 ・ 未措置方針

以後、文書作成の際、記入間違いがないよう、チェックを重ねる。

指 摘 事 項 ・ 内 容

(3) 書類関係について

- ① 家賃変更申請において、申請書に「収入が減少した」との理由で申請を受理しているが、根拠書類が提出されていないのに減免をしている事例が見受けられた。御所市営住宅条例施行規則第11条に「所得に関する必要な書類を添えて提出」とあるので、退職したならば離職証明書、収入が減少したならば給料明細等の根拠資料の提出が必須であると考え。 (起案に添付されている所得が記載されているものは、市のPCでのコピーである。)

・収入再認定家賃更正通知書 市営住宅サン柏原 306号

原 因

申請者より、税情報の確認を担当課に行つてよい旨、毎年の収入申告時に同意を得ており、収入減で家賃負担が苦しい旨を相談されたときにも、直接担当課に確認してよいと合意を得ており、画面コピーを添付した。

改善措置済 ・ 以後改善済 ・ 措置方針 ・ 検討中 ・ 未措置方針

以後、入居者に根拠資料の提出を依頼するよう努める。

指 摘 事 項 ・ 内 容

(3) 書類関係について

- ② 文書とファイルの保存年限の相違について、次の事例が見受けられた。
A 永年保存の文書が10年保存のファイルに綴られている事例が見受けられた。
・行政財産使用許可書の発行について
・改良住宅の残置物撤去について

原 因

保存年限を確認せず、決裁文書を作成していた。

改善措置済 ・ 以後改善済 ・ 措置方針 ・ 検討中 ・ 未措置方針

指摘を受け、訂正済み。今後は、書類作成の際、保存年限を確認し、決裁文書を作成する。

指 摘 事 項 ・ 内 容	
(1) 支出負担行為について	
① 委託契約において、完了届は3月31日に提出されているが、4月1日に検収されている事例が見受けられた。	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 法定外公共物システム保守業務委託 ・ 御所市道路台帳等更新業務 ・ 御所市橋梁マネジメントシステム保守業務 ・ 御所市道路台帳システム保守業務委託 ・ 法定外公共物システム補正業務委託 	
原 因	
事務処理上の認識の誤り。	
	<p>改善措置済 ・ 以後改善済 ・ 措置方針 ・ 検討中 ・ 未措置方針</p>
認識を改め事務処理を行う。	